

# 令和4年度 認証保育所の指導検査 －保育内容－

こども家庭部保育サービス課

指導検査担当

# 保育内容の主な項目

- 令和4年度重点項目
- はじめに
- 保育全般に関わる配慮事項

- |     |             |     |                        |
|-----|-------------|-----|------------------------|
| 1、  | 全体的な計画の作成   | 11、 | 営業の届出                  |
| 2、  | 指導計画の作成     | 12、 | 検便                     |
| 3、  | 記録の状況       | 13、 | 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検  |
| 4、  | 保育時間の状況     | 14、 | 衛生管理                   |
| 5、  | 休所の状況       | 15、 | 健康・安全の状況               |
| 6、  | 保護者との連携     | 16、 | 虐待への対応                 |
| 7、  | 小学校との連携     | 17、 | 感染症への対応                |
| 8、  | 食事の提供の状況    | 18、 | 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 |
| 9、  | 児童の状況に応じた配慮 | 19、 | 保育の環境設定                |
| 10、 | 食事の状況       | 20、 | 児童の安全確保                |
|     |             | 21、 | 児童の安全確保（参考）            |

# 令和4年度の重点項目

## 1. 保育所保育指針の徹底

- (1) 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育
- (2) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等の作成

## 2. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1) 児童の健康状態の把握
- (2) 児童虐待等についての対応
- (3) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供

## 3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策
- (3) 園外保育時、その他、保育中の事故防止対策
- (4) 感染症・食中毒等の予防対策

# はじめに

## 児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

### 保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。～「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

# 保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとが*あ*いまって*も*たらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

# 1 全体的な計画の作成

観 点	基本的な考え方
全体的な計画を作成しているか	<p><b>*全体的な計画</b></p> <p>各保育所の「保育の方針」「目標」に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。</p> <p>全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成すること。</p>

◆子どもや家庭の状況、地域の実態等にあわせて実践していること等、各保育所が創意工夫について記載する。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

「保育所保育指針」 第1章

## 2 指導計画の作成

観 点	基本的な考え方
<p>長期的な指導計画が作成されているか</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 年間指導計画、期ごとの計画、月案等の作成</li></ul>	<p><b>*長期的な指導計画</b> 全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した計画であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• ねらい、配慮、保育内容（養護と教育）、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、<u>全体的な計画と連動した内容を含む項目を整えるとよい。</u></li></ul>
<p>短期的な指導計画が作成されているか</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 週案、日案等の作成</li></ul>	<p><b>*短期的な指導計画</b> 長期的な指導計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した計画を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <u>全体的な計画、長期的な指導計画との関連性をもたせる。</u></li></ul>
<p>3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか</p>	<p><b>*個別的な指導計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 3歳未満児(0、1、2歳)については、<u>個別的な指導計画</u>を作成すること。</li></ul>
<p>長時間にわたる保育について、指導計画に位置付けているか</p>	<p><b>*長時間にわたる保育は、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮し、子どもが主体的に活動できるように留意すること。</b></p>

◆必ず評価・反省を行い、次の計画に反映させること。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」「保育所保育指針」第1章

### 3 記録の状況

観 点	基本的な考え方
児童出欠簿を作成しているか	* 入退所の状況又は各種報告の基礎になるものなので、正確に記録しておく。
保育日誌を作成しているか	* 保育の状況（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録であり、保育の進め方を正しく把握し、保育士の反省の材料として次の保育の手がかりとなる重要な記録簿である。  * 合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。 ➤（0、1歳児については個人別記録も必要です）
児童票を作成しているか	* 児童票には個々の児童の状況を把握する者として児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

「保育所保育指針」第1章



## 4 保育時間の状況

観 点	基本的な考え方
開所時間	*1日につき13時間以上の開所時間を確保すること。
開所時間に常勤有資格者が配置されているか  開所時間中は2名以上の保育従事職員が配置されているか	*保育従事職員は保育士である常勤職員（以下、「常勤有資格者」という）を原則とする。開所時間中について、現に登園している児童数に対して配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置しなければならない。 なお、開所時間中は常勤有資格者一人以上を含む2名以上の保育従事者を配置しなければならない。  *保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。

◆0歳児3人につき一人以上、1歳児及び2歳児6人につき一人以上、3歳児20人につき一人以上(3歳児配置加算が支給されている場合は15人につき一人)、4歳以上児30人につき一人以上とする。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

## 5 休所の状況

観 点	基本的な考え方
施設の都合で休所又は一部休所していないか。	* 認証保育所における契約の内容は認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用が妨げられるものであってはならず、正当な理由なく休所することは認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。
施設の都合で保育時間を短縮していないか	★休所又は一部休所の正当な理由 ① 感染症の疾患 ② 非常災害の発生 ③ 「警戒宣言」の発令 など。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」

「東京都認証保育所事業実施細目」

## 6 保護者との連携

観 点	基本的な考え方
保護者への連絡は十分か	* 常に子どもの保護者と密接な連携をとり、保育内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 * <u>すべての児童に園で用意した連絡帳を備え、家庭との密接な連絡体制を整えておく必要がある。</u> * 保護者との緊急時の連絡体制を整えること。

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施要綱」「東京都認証保育所事業実施細目」  
「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」「保育所保育指針」

## 7 小学校との連携

観 点	基本的な考え方
保育所児童保育要録を作成しているか	* 保育所児童保育要録を小学校へ送付する。 * 作成した保育所児童保育要録は、その <u>写し</u> を児童の就学先となる小学校の校長に送付する。 * <u>保育所児童保育要録の原本</u> について、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましい。

[根拠法令等]

「保育所保育指針」第2章 「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」

# 8 食事の提供の状況

観 点	基本的な考え方
食育計画を作成しているか。	* 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。
給与栄養量の目標を設定しているか  献立表を作成しているか。 毎日の給食を展示しているか  実施内容を記載しているか	* 子どもの性、年齢、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量の目標を設定するよう努めること。  * 調理は、あらかじめ作成された2週間以上の献立に従って行い、また、献立表には、給与栄養量（離乳後期以降）、素材等を記入すること。 * 献立に基づき食事の提供を行うとともに毎日の給食を展示すること。  * 献立変更をした場合には、変更したことがわかるように記録し、保護者に知らせること。

[根拠法令等]

「保育所保育指針」第3章 「東京都認証保育所事業実施細目」

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」

## 9 児童の状況に応じた配慮

観 点	基本的な考え方
<p data-bbox="198 254 828 358">適正な献立内容、調理方法に沿った食事を提供しているか</p> <p data-bbox="198 539 800 644">乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか</p>	<p data-bbox="886 254 1898 301">* 子どもの発達や状況に応じた食事を提供する。</p> <ul data-bbox="886 311 2313 472" style="list-style-type: none"><li data-bbox="886 311 2313 472">• 授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることのできるよう、家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況に応じ時間、調理方法、量などを決めること。</li></ul> <p data-bbox="886 482 2313 758">乳児、1-2歳児、3-5歳児の3段階で給与栄養量の目標を定めているが、3歳未満児は食品種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。また、健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とする。</p> <ul data-bbox="886 768 2313 872" style="list-style-type: none"><li data-bbox="886 768 2313 872">• 看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図る。</li></ul>
<p data-bbox="198 939 828 1100">健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容になっているか</p>	<p data-bbox="886 939 2313 1100">* 食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーのある子どもへの対応は、医師の診断及び指示（生活管理指導表等）に基づき、状況を把握するとともに日頃より危機管理体制を構築しておく。</p>

[根拠法令等]

「保育所保育指針」第2章、第3章「東京都認証保育所実施細目」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」

# 10 食事の状況

観 点	基本的な考え方
<p>施設の都合で給食の中止をしていないか。</p> <p>間食を提供しているか</p>	<p>* 食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある、理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>➤ 食事の中止等の理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 感染症の発生に伴う保健所の指示</li><li>② 調理室の改築・修繕等</li><li>③ 非常災害時で給食することが不可能</li></ul>
<p>簡易な食事を提供していないか</p>	<p>* 簡易な食事の提供は認められない。</p> <p>➤ 簡易な食事の提供とは、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 米飯の外注・既製品の多用</li><li>② 副食の一部外注</li><li>③ パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう</li></ul>
<p>検食を適切に保存しているか</p>	<p>* 食中毒防止対策及び、食中毒が発生した場合の原因を調査・追跡できるよう、検食を適切に保存する必要がある。</p> <p>➤ 検査用食品及び原材料を、食事提供後48時間以上冷蔵保存すること。 -20℃以下で2週間以上保存することが望ましい。</p>

[根拠法令等]

「東京都認証保育所実施細目」 「食品衛生法施行規則」

# 11 営業の届出等

食品衛生法等の改正により～

観 点	基本的な考え方
営業の届出をしているか	<p>*従来の食品製造業等取締条例に基づく給食供給者の届け出は廃止。</p> <p>*集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない。 (令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない)</p>
食品衛生責任者を選任しているか	<p>*集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。</p> <p>*食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講したものを当てることが可能。</p>
特定給食施設の栄養管理報告をしているか	<p>*特定給食施設（1回100食以上または、1日250食以上の給食を提供する施設）については、保健所に対し栄養管理報告を年2回（5月・11月）行う。</p>

[根拠法令等]

「食品衛生法」「食品衛生法施行規則」

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取り扱いについて」

「健康増進法施行細則」第6条

# 12 検便

観 点	基本的な考え方
<p>調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 雇入れの際及び当該業務への配置換えの際にも、検便を実施しているか</li><li>• 検便検査の結果を適切に保管しているか</li></ul>	<p>* 調理従事者及び調乳担当者については、その雇入れ時及び配置換えの際並びに月1回以上、必ず検便を実施し、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させる。</p> <p>* 赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。</p> <p>* 10月～3月までの間には、月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。</p>

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施細目」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第68条の2、別表17

「食品衛生法等の一部改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱について」



# 13 調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検

観 点	基本的な考え方
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか	<p>*調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>調理従事者及び調乳担当者は、常に健康状態（下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指に傷や化膿創等がないか）について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。</li><li>健康チェックは個人別、項目別に記録する。</li></ul>
衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか	<p>*食品による中毒防止のため、調理室・食品食器・器具等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め又衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>*健康チェック・衛生管理の自主点検の記録をしておく。</p>

[根拠法令等]

「東京都認証保育所事業実施細目」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導検査の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」

「保育所保育指針」第3章

# 14 衛生管理

食品衛生法等の改正により～

観 点	基本的な考え方
令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理を実施すること。	<p>* 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設（集団給食施設）はHACCPに沿った衛生管理を実施すること。</p> <p>※「大量調理施設衛生管理マニュアル」はHACCPの概念に基づき策定されている。</p> <p>* HACCPにおいて、食品への毛髪混入等による汚染を発生させないように身だしなみを整えとある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 0歳児の授乳は食事と捉え、身支度を整え、衛生的な環境で行うこと。</li><li>• 児童の食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を全て被う。 （異物混入防止にもつながる）</li></ul>

[参考資料等]

「大量調理施設衛生管理マニュアル」

「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱について」

# 15 健康・安全の状況

観 点	基本的な考え方
保健計画を作成しているか	* 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成すること。
入所時の健康診断を実施しているか	* 入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
健康診断を年2回行っているか 実施時期は適切か 記録はあるか 身長・体重等の測定を毎月定期的に行っているか	* 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていく。  * 子どもの心身の状況に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的、又必要に応じて随時把握すること。

[根拠法令等]

- 「東京都認証保育所事業実施要綱」 「東京都認証保育所事業実施細目」
- 「保育所における嘱託歯科医の設置について」
- 「学校保健安全法施行規則」 「保育所保育指針」 第3章

# 16 虐待などへの対応

観 点	基本的な考え方
<p>児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態を観察しているか</p> <p>虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか</p>	<p>* 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、民生委員、児童委員、保健所等）と連携し、適切な対応を図ること。</p> <p>* 虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、職員の一入ひとりの気づきを子ども家庭支援センターに確実に連絡していく。</p> <p>• 自園の虐待防止対応マニュアル、虐待発見から通告までの手順、チェックリスト等作成するとよい。</p>

[根拠法令等]

「児童虐待の防止等に関する法律」「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」

「児童虐待防止対策に係る学校及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」

「保育所保育指針」第3章「児童福祉法」

# 17 感染症への対応

観 点	基本的な考え方
<p>感染症の予防対策を講じているか</p> <p>感染症発生時にまん延防止対策を講じているか</p> <p>感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか</p>	<p>*感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。</p> <p>また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>

- ◆感染症のまん延につながるおそれがあるので、児童及び職員がタオルを共同で使用しないこと。
- ◆個別タオルは重ならないようにし、歯ブラシ、コップ（うがい用）については衛生管理に努めること。

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外施設指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」

「保育所保育指針」第3章

# 18-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止①

観 点	基本的な考え方
乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか	<p>* SIDS予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の状態をきめ細かく観察する等、基本事項を遵守すること。</p> <p>* 1歳以上であっても、子どもの状況により仰向けに寝かせること。また、預けはじめの時期については、特に注意し、きめ細やかな見守りが必要である。</p>

[根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導監督の指針」

別添「認可外保育施設指導監督基準」

「保育所保育指針」第2章、第3章

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」

## 18-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止②

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。



うつぶせ寝



横向き寝



仰向け寝

仰向け寝を徹底  
しましょう

## 乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止対策例

- 1、児童の顔が見える仰向けに寝かせる。
- 2、照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。
- 3、児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。  
0歳児5分ごと 1・2歳児10分ごとが望ましい。
- 4、睡眠前には口の中には異物等がないかを確認する。
- 5、柔らかい布団やぬいぐるみ等をそばに置かない。
- 6、ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。
- 7、厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。
- 8、子どものそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。  
子どもを一人にしない（子どもだけにしない）
- 9、保育室内は禁煙とする。

- ◆子どもの様子や健康状態、睡眠時の癖など把握しておきましょう。
- ◆預けはじめの時期や体調不良等の時には、特に注意して細やかに観察をしてください。

### [根拠法令等]

「認可外保育施設の対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導監督の指針」

別添「認可外保育施設指導監督基準」

「保育施設等における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」



# 18-4 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止④

## 【睡眠チェックの項目、記入例】

(記入例1) ↑仰向け寝 ↓うつ伏せ ←左横向き →右横向き \*仰向け寝に直したら○をつける

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	↑	→	↑	↓
	呼吸・体温等	✓	✓	咳	✓
	確認者名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(記入例2) あ・・仰向け み・・右横向き ひ・・左横向き う・・うつ伏せ

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児童名	姿 勢	あ	み → あ	う → あ	ひ → あ
	呼吸・体温等	咳込む	✓	✓	✓
	確認者名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

### 【睡眠チェック項目】

①児童の寝付きや睡眠中の姿勢  
(毛布等が顔にかかっていないかを含む)

②顔色(顔面、唇の色等)

③呼吸の状態(鼻や口の空気の  
流れや音の確認、胸の動きの確認)

④体温(体に触れて確認)

⑤確認した職員の氏名を記録する。

◆どちらも、仰向け寝に直す前の姿勢を書き、うつ伏せ寝や横向き寝をあおむけ寝に直したら、直したことがわかる記録を付けてください。

◆各施設で、記録しやすい方法を検討し、職員で共通理解を図ってください。

# 19 保育の環境設定

- 1 危険な場所、設備等を把握しているか。
- 2 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。（令和3年4月1日～都指導検査基準の基本的な考え方・観点に追加）
  - ・施設、事業者は、予め点検項目を明確にし、定期的実施したうえで文章として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。
- 3 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。
  - ・過去に、誤嚥、窒息、などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

◆保育で使用する玩具や物については、窒息の可能性のある大きさ、形状、部品が外れないような工夫等子どもの行動にあわせたもの、子どもが身に付けている場合のある誤嚥につながるもの（髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石等）などを日頃から点検する。

◆食事中は、年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して食事の介助および観察をする。

内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋

[参考資料]

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」内閣府

## 20-1 児童の安全確保（事故防止・事故発生時の対応）

観 点	基本的な考え方
児童の事故防止に配慮しているか	<p>* 事故防止のために、子どもの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や他の関係機関の協力の下、安全指導を行うこと。</p> <p>* 事故防止の取り組みを行う際には、特に、<b>睡眠中</b>、<b>プール活動・水遊び中</b>、<b>食事中</b>等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、室内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>
事故発生時に、適切に対応しているか	<p>* 傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡をするとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。</p> <p>看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。</p>
事故報告は速やかに行われているか	<p>* 事故が発生した場合には速やかに、東京都に連絡を行うこと。</p> <p>* 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等については、区市町村（大田区）から東京都に報告し、東京都から国へ報告をすることになっている。</p>

[根拠法令等]

「東京都認所保育所事業実施要綱」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」

「特定教育・保育施設における事故の報告等について」

「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」

## 20-2 児童の安全確保（プール・水遊び時の事故防止）

- \* プール・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。
  - 水の外で監視に専念する職員を配置する。
  - 監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。

- ◆ 監視者は監視に専念、監視エリアをくまなく監視する。
  - ◆ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
  - ◆ 事故が発生したときに備えて心肺蘇生法をはじめとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について実践的な訓練を行う。等
- 内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋

### [根拠法令等]

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」

「教育・保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について」

「保育所保育指針」

### [参考資料]

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」内閣府

## 20-3 児童の安全確保（園外保育時（散歩等含む）の事故防止）

- 1 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。
  - 職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。
- 2 目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等、子どもの迷子（見失い）・置き去り防止を行う。
- 3 散歩時の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。
  - \* 散歩等の園外保育については、事前に散歩経路や目的地を確認し、園全体で危険箇所の把握・共有をするとともに、園外保育時の職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等対応について検討し必要な対策を実施すること。
- 4 散歩に出かける際には、出発時間、到着予定時間、帰園予定時間、実際の帰園時間、子どもの人数、引率する職員等を記録するようにすること。

◆遊具の使用対象年齢は、その年齢であれば安全に楽しく遊べる目安として設定されているので、子どもの年齢発達に合わせた目的地を選んで出かけるとうい。

[根拠法令等]

「保育所保育指針」第3章

[参考資料]

「保育所における園外活動時の留意事項について」別添「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」

## 20-4 児童の安全確保（保育中の事故への備え）

観 点	基本的な考え方
事故簿を作成しているか	* 事故により傷害等が発生した場合には、事故の経過及び対応を事故簿等に記録すること。
事故報告書を区市町村に速やかに提出しているか。	* 不慮の事故が発生した場合には、区市町村に速やかに報告すること。
損害賠償保険に加入しているか	* 損害保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備える事

- ◆ 保育園の事故防止のため、施設内外の安全点検に努め、安全対策について職員の共通理解や体制づくりを図ること。
- ◆ 事故発生の原因と対策を職員間で振り返り、再発防止等に役立てること。

- 1 事故が発生した場合には指導監督権限を持つ自治体、子どもの家族等に報告等を行うこと。
- 2 在園児に事故があった時には、発生状況及び再発防止策等を記載した事故報告書を区に提出すること。
  - ① 保育受託中の怪我等により保護者以外の施設職員等が病院に連れて行った場合
  - ② 食物アレルギー関連(発症がなくとも施設の不注意で誤飲食があった場合)
  - ③ 食物アレルギーの発症(施設及び保護者が把握している以外で発症した場合)
  - ④ 重大事故につながるおそれがある事故(迷子、置き去り、連れ去り、見失い等)が発生した場合

### 【根拠法令等】

「東京都認所保育所事業実施要綱」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」

「特定教育・保育施設における事故の報告等について」

「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」

# 21-1 児童の安全確保（食事に関する誤嚥等による窒息のリスクとなるもの）参考①

食事の介助をする際の注意として…



## Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意する)。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

誤嚥・窒息につながりやすい食物

例：（給食での使用を避ける食材）



## ① 給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
球形の個装チーズ		加熱すれば使用可
	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	餅	
	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

参考：厚生労働省（平成28年3月）

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

## 21-2 児童の安全確保 参考②

### ヒヤリハット簿

- 子どもが、公園遊び中に木の後ろに隠れて姿を見失いそうになった。

### 事故報告書の提出

- 公園から帰園のため目視で人数確認をした。園に到着し、再度人数確認をしたところ、子どもがいないことに気づき公園に迎えに行く。
- 子どもが公園から歩道に出てしまったところを一緒に活動していた他園の保育者が気づき、自園の保育者のところにつれてきてくれた。

★園児の見失い等は、一瞬の空白の時間でも、保育士が児童の所在を見失うことで重大事故に至る危険性のある事態です。

例えば、交通量が多い道路や川・水路があった場合、重大事故につながる場合があります。公園内外の死角の確認、保育士の立ち位置を明確にして保育してください。また、職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、目的地への到着時や出発時だけでなく、必要に応じて随時、人数や健康状態を確認してください。

※置き去り、見失いは園内でも起きる可能性があります。→ 例：子どもが園外に出て一人で帰宅した。

例：室内に一人でいたことに気づかなかった。

※置き去り、見失いが発生した場合には、速やかに区へ連絡をしてください。



## 21-3 児童の安全確保 参考③

### 【保育所等における障害の事例《保育中》】

#### ○歯牙障害 5歳・男児

園庭の鉄棒で遊んでいる他の園児の近くにいたところ、他の園児が足を振り下ろした靴が本園児の口に当たり、歯を負傷した。

#### ○上肢切断・機能障害 2歳・男児

園庭で戸外遊び中、複合遊具から泣きながら走ってきたので見ると左肘がひどく腫れていた。手術により左肘の変形、線状痕が残り、左肘関節の機能が低下した。

#### ○足指切断・機能障害 2歳・女児

保育中、保育室で食器を片付けているとき、手を滑らせてコップを落とした。コップが机に当たり割れて床に落ち、割れたコップの破片を踏み右第1趾の機能を失った。

#### ○下肢切断・機能障害 3歳・男児

公園で鬼ごっこをしていた際、タッチされて転んだ。左下肢の短縮障害が残った。

#### ○外貌・露出部分の醜状障害 1歳・男児

戸外遊び前、保育士が園児に排泄を促し、声を掛けていたときに、保育室のかばん掛けのフックが右頬を貫通した。口部に線状痕が残った。

### 保育所等における死亡の事例 【保育中】

#### ○ 窒息死 4歳・男児

遊戯室で節分の行事を行い、本園児入り豆を食べた。その後、歌を歌ったり、遊んでいたが、園児の集団から歩いて離れ、突然うつ伏せになり右手で床を数回叩いた後、仰向けになった。主任が隣の事務室に本園児を搬送、園長が119番通報し、看護師が心肺蘇生及びAEDを装着した。

AEDの解析結果は「ショック不要」であった。救急車で病院に搬送されたが、同日死亡した。

#### ○ 窒息死 4歳・男児

給食中、デザートのカボチャを食べている際に、本園児が急に席から立ちあがった。鼻水が出ており苦しそうな表情をしていたため、すぐに担任が異変に気づき、背中を叩いて異物除去を試みたが、異物は出てこなかった。副園長が119番通報し、救命技能を有する職員が再度異物除去を試みたが、異物は出てこず、胸骨圧迫及びAEDを装着した。AEDの解析結果は「ショック不要」であった。救急車で病院に搬送されたが、同日死亡した。